

（ 令 8 . 9 . 1
証 7 - 1 ）

説 明 資 料

〔租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書〕

令和 8 年 9 月 1 日（火）

財 務 省

2. 「強い経済」の実現に向けた対応

（2）租税特別措置等の見直し・適正化

② 租税特別措置の適用実態調査のあり方

租税特別措置の見直しをより一層進めていく観点からは、租税特別措置の透明性の更なる向上が必要である。わが国においては、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）に基づき、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、法人税関係の租税特別措置について、措置ごとの適用者数、適用総額、第十順位までの高額適用額等が公表されている。一方、既に補助金等の交付先名が原則として公表されていることや、諸外国において租税の特別措置の適用企業名が公表される仕組みが整備されている例があることを踏まえ、一層の透明化を図る観点から、適用企業名の公表について、早期に具体化を図る必要がある。企業の経営戦略に与える影響や国・企業双方の事務負担等にも配慮しつつ、具体化に向けた検討を行い、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

租税特別措置の透明化に関する経緯等のまとめ

○ 平成22年3月「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」

毎会計年度、法人税関係の租税特別措置について、適用件数、適用総額、第10順位までの高額適用額等を調査の上、報告書を作成することとなった。

第10順位までの高額適用額については、個別企業名に代えて、無作為に付番した法人コードにより公表。

(参考) 衆議院財務金融委員会における質疑の模様(平成22年2月26日)

峰崎副大臣 (略) 率直に申し上げまして、効果を検証するためであれば法人の名称まで公表する必要はないんじゃないかというような意見とか、あるいは、私が非常に注目したのは、この租税特別措置というのは実質上隠れ補助金になっているんじゃないかと。補助金ということについて、企業名を公表しているはずだ、こういうふうに私自身は考えていたわけですが、実は、補助金について必ずしも最終受益者の実名は明らかになっていないということが、いわゆるプロジェクトチームで論議をする中で明らかになってまいりました。ああ、そうなのかと。そうすると、やはり補助金、裏補助金といいますか、隠れ補助金とかそういう位置づけをしていたものですから、それとある意味では符節を合わせて、一方の予算における補助金で最終的に受益する企業名が明らかになるのであれば、この点についても同じように租特も明らかにする必要があるけれども、そこがまだ明確になっていないという点においては、この点は少し、租特はある意味では一步とどまることについては、ちょっとどうかな、そういう意見を私自身は今回は非常に重視したわけでございます。(略)

○ 平成25年6月「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」

補助金について、外部からの検証や情報の積極的な活用を可能とする等の観点から、各府省庁が交付先名(企業名)と合わせて、1円単位の交付決定額を公表することとなった。

○ 諸外国でも、例えばEUにおいて、平成28年7月には、加盟国に対して、租税特別措置を含むすべての補助金等について、企業の受益額が一定金額を上回る場合、受益企業の名称・規模・業種、補助金等の目的・形式・金額・交付日等の公表を義務づけることとされた。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）（平成22年成立）

目的（第一条関係）

租税特別措置について、その適用状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

適用実態調査（第四条関係）

法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額その他の適用の実態を調査。

報告書の作成と国会への提出等（第五条関係）

- ・ 毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成。
- ・ 適用実態調査を行った措置ごとの適用者数及び適用総額を記載。
- ・ 法人税関係租特については、措置ごとの高額適用額（適用額明細書に記載された適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額をいう。）を記載。
- ・ 内閣は、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。

（参考） 直近では令和5年度分（第13回）の報告書は令和7年2月4日、令和6年度分（第14回）の報告書は令和8年2月20日に、それぞれ国会提出（いずれも、税法の提出と同日）。

適用実態調査の結果に関する報告書における公表状況

- 現行法上、適用実態調査の結果に関する報告書において、法人税関係の租特について、措置ごとの適用者数、適用総額、第十順位までの高額適用額等を公表することとされている。

令和6年度適用実態調査報告書における公表の例（研究開発税制）

【措置ごとの適用者数、適用総額等】

【第十順位までの高額適用額】

措 置 名	適用件数	適用額 (億円)		主な適用業種及び業種 別割合	
		6年度			
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	18,412	適用総額	10,069	輸送用機械器具製造業	24.7%
		上位10社適用額	3,032	化学工業	14.6%
		上位10社割合	30.1%	その他の製造業	12.3%
(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除	9,283	適用総額	9,586	輸送用機械器具製造業	25.8%
		上位10社適用額	2,986	化学工業	13.9%
		上位10社割合	31.1%	その他の製造業	12.1%
(2) 中小企業技術基盤強化税制	5,653	適用総額	254	化学工業	15.4%
		上位10社適用額	15	卸売業	13.2%
		上位10社割合	5.7%	サービス業	10.2%
(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除	3,398	適用総額	223	化学工業	43.1%
		上位10社適用額	135	その他の製造業	22.0%
		上位10社割合	60.7%	運輸通信公益事業	7.1%
(4) 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の税額控除	78	適用総額	7	化学工業	90.7%
		上位10社適用額	7	卸売業	8.0%
		上位10社割合	99.9%	運輸通信公益事業	0.8%

法人税関係 特別措置	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	順位	法人コード
	第1順位	W033070
	第2順位	F014674
	第3順位	V037194
	第4順位	Z030413
	第5順位	S062522
	第6順位	T004928
	第7順位	S013456
	第8順位	Q058896
	第9順位	D045037
	第10順位	R000806

上位合計金額 303,166,633 千円

法人コード：個別企業名に代えて、無作為に付番するもの（法人番号とは異なる）。
同一企業でも毎年度異なる法人コードが適用される。

補助金にかかる情報の公表状況

- 平成25年以降、租特と同じく公的資金の移転である**補助金等**については、**外部からの検証や情報の積極的な活用を可能とする**等の観点から、各府省庁が**交付先名（企業名）**と合わせて、**1円単位の交付決定額**を公表している。

行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年6月28日閣議決定）（抄）

（前略）政府は、各府省庁統一的に、予算執行等に係る**情報の公表等を適切に行い、外部からの検証や情報の積極的な活用を可能とすることにより、予算執行等の効率性の向上を図るとともに、行政に対する信頼の向上を目指す**こととする。（後略）

補助金交付先の公表の例（財務省における令和7年下半期公表分より抜粋）

事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	(改)交付決定額	変更額 (増減額)	支出元会計区分	支出元(目)名称
酒類業振興支援事業	小西酒造株式会社	4140001078332	6,355,000円	6,172,630円	△182,370円	一般会計	(目)酒類業振興支援事業費補助金
酒類業振興支援事業	株式会社嶋田屋本店	8060002020248	4,767,500円	4,265,000円	△502,500円	一般会計	(目)酒類業振興支援事業費補助金
酒類業振興支援事業	宇宙カンパニー合同会社	2090003001266	5,000,000円	—	—	一般会計	(目)酒類業振興支援事業費補助金
酒類業振興支援事業	花の舞酒造株式会社	2080401010282	10,000,000円	—	—	一般会計	(目)酒類業振興支援事業費補助金
酒類業振興支援事業	高木酒造株式会社	1490001006384	800,000円	—	—	一般会計	(目)酒類業振興支援事業費補助金

EUにおける補助金等（租特含む）にかかる情報の公表状況

（2026年1月現在）

- **EUは**、加盟国が補助金等（租税特別措置を含む）を措置する場合には、企業等が国家から受ける援助の規模を可視化し、域内における公平な競争条件を担保することを目的として、EC規則（※）により、平成28年7月には、加盟国に対して、**すべての補助金等について、企業の受益額が一定金額を上回る場合、受益企業の名称・規模・業種、補助金等の目的・形式・金額・交付日等の公表を義務づけている。**

（※）国内法に優先し、加盟国の政府等に対して直接適用される法令

公表が義務づけられる条件

補助金等（租税特別措置を含む）の額が**原則10万ユーロ（1,800万円）超**であること（**租税特別措置については、税額換算**）

公表が義務づけられる内容

各加盟国は、EUまたは自国政府のウェブサイト上で、補助金等（租税特別措置を含む）の適用を受ける企業に関する下記事項を公表することが義務づけられている。

- **名称**・識別番号
- 補助金等交付時における企業規模（大企業/中小企業）
- 所在地域
- 業種
- 補助金等の目的
- 補助金等の形式（補助金、融資、税制優遇等の分類及び措置の名称（例：研究開発税制））
- **補助金等の額（租税特別措置については、10万～50万ユーロ、50万～100万ユーロ、100万～200万ユーロ、200万～500万ユーロ、500万～1,000万ユーロ、1,000万～3,000万ユーロ、3,000万ユーロ以上、の金額帯での公表。より詳細な金額を公表可能）**
- 補助金等の交付日 等

公表期間

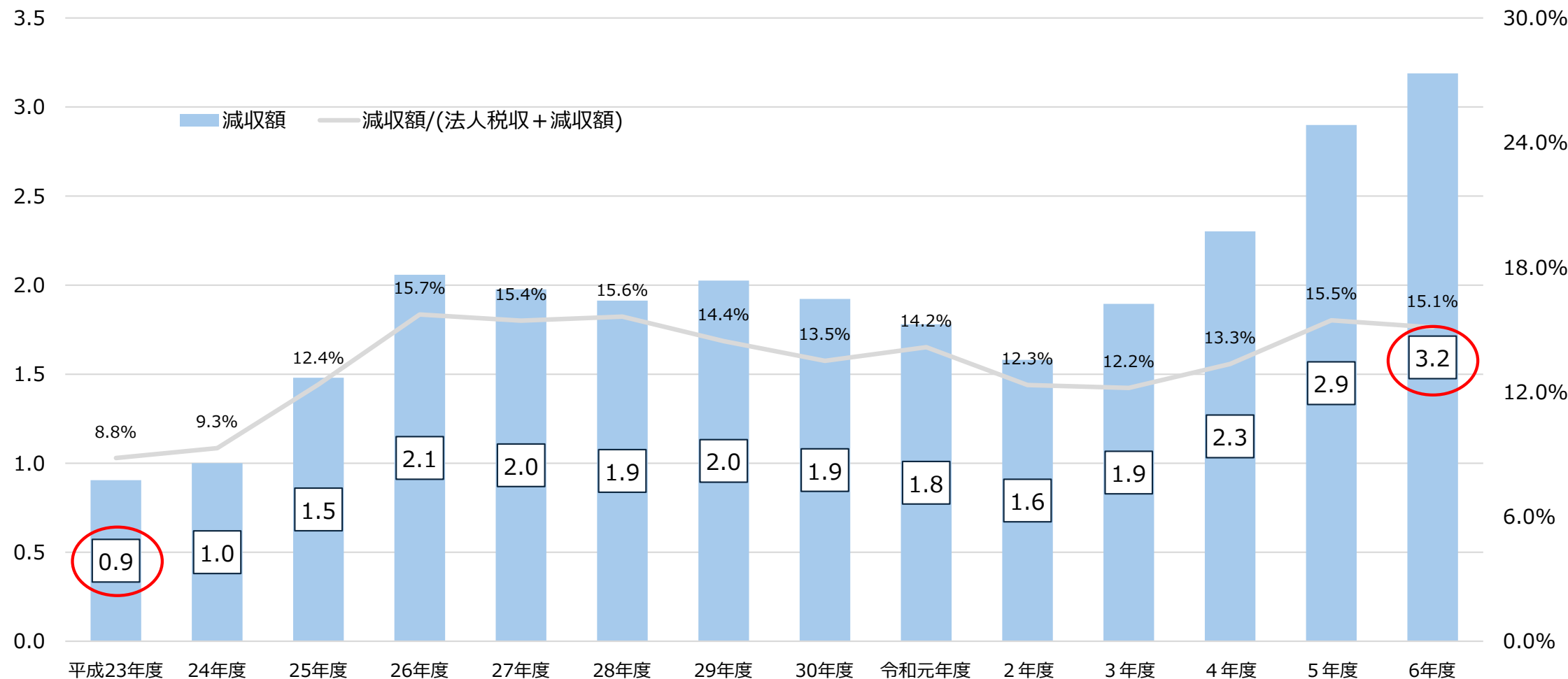
租税特別措置の場合、当該措置を適用した課税期間に係る**申告期限から1年以内に公表**し、当該措置が適用された日から少なくとも10年間公表することが義務づけられている。

（備考）邦貨換算レートは、1ユーロ＝180円（裁定外国為替相場：令和8年（2026年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

法人税関係の租税特別措置による減収額の推移

- 法人税関係の租特による減収額は、近年増加傾向（租特透明化法制定時（平成23年度）と比較し3倍以上）。
- 租税原則（公平・中立・簡素）の例外である租特の透明性向上は一層重要な課題。

（兆円）



（注）減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。